

## ・校外での生活

- ① 本校生徒としての名誉を重んじ、品位を保つように言動に注意する。
- ② 学校名において校外の団体に加盟し、または校外の集会や行事等に参加する場合は担当教諭を経て校長の許可を受けなければならない。

種類	練習・合宿・遠征		試合・大会		その他
レベル	所属団体単位	都県地域代表	練習親善試合	公式戦	
参加	原則として、授業・学校行事等に影響のでない形の場合認めめる。	原則として認める。	原則として、授業・学校行事等に影響のでない形の場合認めめる。	原則として認める。	左記の内容に準じて、校長が判断する。
出欠の扱い	欠席扱いとする。	原則として出席扱いとする。	欠席扱いとする。	原則として出席扱いとする。	左記の内容に準じて、校長が判断する。

- ③ 遊戯場（カラオケボックス、ゲームセンター）など、飲酒・喫煙ができる場所への立ち入りを禁止する。
- ④ 登下校時は互いに挨拶し合う。
- ⑤ アルバイトは原則禁止とする。ただし、特別な事情のある場合は、学級担任に相談し、届けを提出、校長の許可を受ける。
- ⑥ 外出時は行先、用件、所要時間などを必ず家人に知らせる。
- ⑦ 保護者の許可のない外泊はしない。
- ⑧ 電車・バスの乗車時及び車内では、他人に迷惑をかけないように公衆道徳を守る。
- ⑨ 法律、法令等に抵触する行為はしてはならない。